

各法人代表者 様

大阪市福祉局総務部
法人監理担当課長

令和8年度社会福祉法人現況報告書等、法人調書 及び社会福祉施設調書の提出等について（依頼）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解・ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

標題について、社会福祉法第59条の規定により令和8年度社会福祉法人現況報告書等を次のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

また、指導監査の資料として、社会福祉法人については法人調書、社会福祉施設については施設調書も併せてご提出いただきますようお願いいたします。

ご提出いただきました書類等は、大阪市情報公開条例に基づき、公にすることにより正当な権利、利益を害するおそれのある法人及び個人に関する情報等を除き情報公開の対象となりますのでご了解ください。

記

1 対象法人・施設

(1) 大阪市所管の社会福祉法人

(大阪市内に法人の主たる事務所があり、大阪府内でのみ事業を行う社会福祉法人)

(2) 大阪市が認可等をしている下記の社会福祉施設

- ① 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム
- ② 軽費老人ホーム
- ③ 障がい者支援施設（施設入所支援を行う施設）
- ④ 障がい児入所施設
- ⑤ 救護施設

※大阪市以外の官公庁が所管する法人が運営している場合も提出してください。

2 提出書類及び提出方法

別紙 1および別紙 2のとおり

3 提出期限

令和8年6月30日（火）

4 留意事項

- ① 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないと規定されています。

近年、複数の社会福祉法人において、法人の資産から、理事・職員等の法人関係者の飲食等に関する代金の不適切な支出が見受けられたので、このような支出がないか改めて点検を行い、発見された場合は直ちに直直してください。

<参考>

○社会福祉法第 27 条

社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

○指導監査ガイドラインⅢ - 4 - (1) - 1

- ・法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税優遇措置を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に特別の利益を与えてはならない。
- ・「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、法人関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や貸借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や貸貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。

- ② 社会福祉法人につきましては、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項及び同法施行規則第 10 条第 1 項により、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿（住所、生年月日、職業等、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く）及び現況報告書について、法人においてインターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載）により公表することとなっていますので、遅滞なく公表していただきますようお願いいたします。但し、独立行政法人福祉医療機構（WAM）が運用する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下、「電子開示システム」という。）を利用して届出を行い、内容が公表された場合は、同法施行規則第 10 条第 2 項により、当該法人がインターネットの利用により公表を行ったものとみなされます。

【法人現況報告書・法人調書に関するお問合せ先】

〒541-0055

大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7-331 号

船場センタービル 7 号館 3 階

大阪市福祉局総務部総務課法人監理グループ

担 当： 田坂・鶴田・松田

T E L： (06) 6241-6541

メール：fa0252@city.osaka.lg.jp

【提出書類について】

1 大阪市所管の社会福祉法人が提出する書類

下記の（１）から（４）の書類及び該当する法人については（５）（６）の書類

※社会福祉法第 59 条の規定により、社会福祉法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、同法施行規則第 9 条に規定する方法により、同法第 45 条の 32 第 1 項に規定する計算書類等及び同第 45 条の 34 第 2 項に規定する財産目録等を所轄庁に届け出なければならないとされています。

(1) 社会福祉法第 59 条に規定される書類

ご提出いただく書類		届出方法
① 計算書類等 (令和 7 年度決算分)	計算書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金収支計算書 (第 1 号第 1~4 様式) ・ 事業活動計算書 (第 2 号第 1~4 様式) ・ 貸借対照表 (第 3 号第 1~4 様式) 	電子開示システムからダウンロードした「 <u>財務諸表等入力シート</u> 」 に入力 し、同システムにアップロードして届出を行ってください。
	法人全体及び拠点区分ごとの注記	「財務諸表等入力シート」を電子開示システムにアップロードする際に、これらの資料を同時にアップロードして届出を行ってください。
	事業報告書	
	計算書類の附属明細書	
	監事監査報告書	
会計監査報告書 (公認会計士等による監査を実施した法人のみ)		
② 財産目録等	令和 7 年度決算に係る財産目録	電子開示システムからダウンロードした「 <u>財務諸表等入力シート</u> 」 に入力 し、同システムにアップロードして届出を行ってください。
	令和 8 年 4 月 1 日現在の現況報告書	
	社会福祉充実残高算定シート 及び別添(財産目録)シート ※ 別紙 3 参照	
	社会福祉充実計画案 (社会福祉充実残額が生じる場合)	「財務諸表等入力シート」を電子開示システムにアップロードする際に、これらの資料を同時にアップロードして届出を行ってください。
	報酬等の支給の基準	
	役員等名簿(公表用) (住所、生年月日、職業等の個人の権利利益が害されるおそれがある項目が記載されていないもの)	
令和 8 年度事業計画 (事業計画を作成する旨を定款で定めている場合)		

※届出用の役員等名簿（理事、監事及び評議員の住所、生年月日等の記載があるもの）については法人調書により提出してください。
 ※定款について、法人のインターネットで最新のものを公開していない場合は、計算書類等を電子開示システムにより届出する際に、同時にアップロードして公開してください。

(2) 法人調書

- ・法人調書の様式については、本市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。
- ・なお、記載項目が同じであれば、独自に作成された様式をご使用いただいても結構です

(3) 登記事項証明書

『令和8年3月31日現在の資産総額変更登記がされたもの』をスキャンしたPDFファイル等

(4) 不動産登記簿謄本（大阪市内に所在する施設に係る不動産登記簿謄本は必要です）

『地上権等の設定登記がされた借地を含む、最新状況が反映された概ね1年以内に発行されたもの』をスキャンしたPDFファイル等

(5) 「監査実施概要」及び「監査結果の説明書」の写し

上記(1)に記載の、公認会計士等が作成した「会計監査報告書」を届出した法人についてはご提出をお願いします。

(6) 「財務会計に関する内部統制・事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」の写し

公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制若しくは事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人についてはご提出をお願いします。

2 大阪市が認可等している社会福祉施設

施設種別	ご提出いただく調書
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム	老人福祉施設調書
軽費老人ホーム	軽費老人ホーム調書
障がい者支援施設（施設入所支援を行う施設）	障がい者支援施設調書
障がい児入所施設	障がい児入所施設調書
救護施設	生活保護施設調書

【提出方法について】

1 別紙 1 1(1)の大阪市へ届出していただく書類

電子開示システム（WAM ネット）を利用して届出をしてください。

- ・ 福祉医療機構のホームページからログインし、ダウンロードした「財務諸表等入力シート」に必要項目を入力して、注記、計算書類の附属明細書、その他の届出書類と一緒に電子開示システムにより届出（アップロード）をしてください。
- ・ ログイン時に使用するユーザーID及びパスワードは、令和8年4月1日付けで、福祉医療機構から事前に登録された各法人のメールアドレスあてに送信されています。
「(ご連絡) <2026年度>社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの運用開始のご案内」
- ・ 「財務諸表等入力シート」のダウンロード及び届出等を行うためのログイン画面やシステムの操作説明書（マニュアル）、よくある質問（Q&A）については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」に掲載されていますのでご参照ください。

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/houjin/>

- ・ 電子開示システムによる届出処理が困難な場合や本市への届出処理後に軽微な修正が必要になったときは、法人監理グループまでご連絡ください。
- ・ 役員等名簿（公表用）については、アップロードされたデータがそのままWAMネット上で公開されますので、アップロードする際には、住所等の個人情報が記載されていないか確認してください。
- ・ 「定款」「役員等名簿（公表用）」「報酬等の支給基準」につきましては、随時、差し替えが可能ですので、内容に変更があったときは、必ず電子開示システムにより最新データの登録手続きをしてください。

2 別紙 1 1(2)～(6)、別紙 2 2 ご提出いただく調書及び提出書類チェックリスト

チェックリスト

電子メールにより、大阪市福祉局法人監理グループあてに送信してください。

【専用メールアドレス】

syafuku-todokede@city.osaka.lg.jp

※件名に法人名を入力してください。

（例）「社会福祉法人〇〇（R8法人調書等提出）」

電子メールでの提出が困難な場合は郵送によりご提出いただいても結構です。

その場合は、封筒表面に朱書きで「法人調書等関係書類在中」と明記してください。

【送付先住所】

〒541-0055

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号

大阪市福祉局総務部総務課法人監理グループ あて

社会福祉充実残額の算定について

1 社会福祉充実残額の算定（毎年度必須）

社会福祉法人は、毎会計年度「社会福祉充実残額」を算定する必要があります。

- ・ 算定の結果、残額がある場合：下記2をご確認ください。
※初めて残額が生じた場合は速やかに本市へ連絡してください。
- ・ 算定の結果、残額がない場合：
 - 計画策定は不要ですが、電子開示システムで
 - ・ 「社会福祉充実残額算定シート」
 - ・ 「別添（財産目録）シート」の届出のみ必要です。

2 令和8年度以降の計画に関する法人内部の手続き

- ・ 令和8年度以降の計画をまだ策定していない法人は、決算評議員会までに、少なくとも次を完了しておく必要があります。
 - 社会福祉充実計画の策定
 - 公認会計士・税理士等からの意見聴取
 - そのうえで決算評議員会に諮る（審議・承認を受ける）
- ・ すでに令和8年度以降の計画を策定している法人でも、算定の結果の残額の額によっては、計画の変更等の手続きが必要になる場合があります。その場合は、まだ策定していない法人と同様に手続きを行ってください。

3 本市への申請

- ・ 上記2の手続きの後、本市へ承認申請を行って承認を得たうえで事業を開始してください。

4 算定時の注意（誤り防止）

社会福祉充実残額の計算で控除対象財産の扱いを誤り、控除できない財産まで控除してしまうと残額が正しく算定されません。その結果、本来必要な社会福祉充実計画を策定しないままとなり、法令違反となるおそれがあります。

5 すでに計画承認を受けている場合（変更・終了）

- ・ 計画上の残額と毎年度の算定結果が大幅にずれた場合は、原則として計画変更の承認申請が必要です。
- ・ 計画期間中に、やむを得ない事情（残額が生じなくなった場合を含む）で計画どおりに事業実施が困難な場合は、計画終了の承認申請が必要です。

6 詳細

詳細は本市ホームページ「社会福祉充実計画の承認申請等について」をご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000415824.html>

7 その他

社会福祉充実計画において、本市区域内で「地域公益事業」を実施予定の場合は、**評議員会で承認する前に**、本市の地域協議会（大阪市社会福祉施設・法人専門選考分科会）で意見聴取が必要です。早めにご相談ください。

申請書類（様式は上記ホームページ掲載）

- ・ 社会福祉充実計画承認申請書（添付資料含む）

添付資料

1. 社会福祉充実計画案
2. 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会議事録（写し）
3. 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写し）
4. 社会福祉充実残額の算定根拠（社会福祉充実残額算定シート、別添（財産目録）シート）
5. その他参考資料（必要に応じて）

【社会福祉充実計画承認申請に関するお問合せ先】

〒541-0055

大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階

大阪府福祉局総務部総務課法人監理グループ

担 当： 鶴田・松田

T E L： (06) 6241-6541

メール：fa0252@city.osaka.lg.jp